

島根県森林情報システム更改業務に係る提案競技説明書

島根県森林情報システム更改業務委託に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年 4月 15日

島根県知事 丸山達也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県森林情報システム更改業務

(2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約の日から令和9年3月26日まで

(4) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

34,740,750円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の（1）に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の（2）に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき再生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 担当する技術者のうち1名以上は、次に掲げる資格のうちいずれかを有すること。

(ア) 技術士（総合技術管理部門（森林）又は森林部門）

(イ) 技術士補（森林部門）

(ウ) 森林情報士

(エ) RCCM（森林土木部門）

(オ) 林業普及指導員

コ 令和3年4月以降に都道府県又は市町村におけるGISの調査、設計、構築（機器整備及びデータ整備を除く。）のいずれかを受託した実績を有すること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の氏名

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(サ) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが（1）のアからキまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、（1）ケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技資料の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年4月15日（水）から4月27日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県農林水産部森林整備課

ウ 配布手続き

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

実施しない。

#### 4 提出書類

##### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 担当者届 1部

ク 提案書表紙 1部

ケ 提案書 5部

（ア）提案は、1社（1共同企業体）につき、1提案とすること。

（イ）原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

（ウ）提案書には下記事項について、簡潔に記載すること。

##### ①開発体制

開発に携わる社員の資格、開発履歴および開発体制内の役割分担

##### ②スケジュール

設計、開発、試験の各工程を明確にする

##### ③開発方針

開発ツール、システムの操作性、システムの保守性、更改および運用保守に要する経費についての考え方

##### ④セキュリティ

情報セキュリティ確保の方法、市町村や林業事業体との情報共有に際しての個人情報保護の方法など

##### ⑤その他

仕様書に記載されている提案項目。市町村や林業事業体との円滑な情報共有の方法

コ 見積書及び内訳書 1部

##### (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参（土、日曜及び休日を除く午前9時から午後5時まで）による。

イ 提出期限

（ア）4（1）アからキまでの書類について、令和8年5月12日（火）午後3時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

(イ) 4 (1) クからコまでの書類について、令和8年5月21日(木)午後3時まで提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部森林整備課

電話(直通) 0852-22-5178

FAX 0852-22-6549

電子メール shinrin-keikaku@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問及び回答について

- (1) 質問は、期限までに任意の様式により提出すること(FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)
- (2) 提出先は、4(2)ウに同じ。
- (3) 提出期限は、令和8年4月27日(月)午後1時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和8年5月7日(木)までに提案競技資料の受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

6 提案競技参加資格者確認審査結果の通知

申込者に対し、郵送または電子メールにて通知する。

7 選定方法

(1) 審査委員会及び評価項目

ア 別に設置する「島根県森林情報システム更改業務提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

イ 審査要綱については、別途定める。

ウ 評価については、以下の点を特に考慮する。

(ア) 実施体制及びスケジュール

(イ) システムの操作性

(ウ) システムの保守性

(エ) システムの更改・保守に要する経費

(オ) 市町村や林業事業者との情報共有の円滑化

エ 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(2) 企画提案競技(プレゼンテーション)

ア 日 時 令和8年5月28日(木) (予定)

イ 場 所 原則としてオンライン会議とする。

ウ 実施方法 参加者によるプレゼンテーション

エ その他 詳細は別途通知する。

なお、企画提案競技(プレゼンテーション)に先立って、事務局によるヒアリングを実施する場合がある。

(3) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

- (4) 審査経過については公表しない。  
また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条関係1の(2)のエにより随意契約とする。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は、行わない。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

## 10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

## 11 提案競技に関する問合せ先

- 4 (2) ウに同じ。

## 12 添付書類

- (1) 提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 担当者届（様式2）

- (3) 提案書表紙（様式3）
- (4) 質問票（様式4）
- (5) 守秘義務の遵守に関する誓約書（様式5）
- (6) 島根県森林情報システム更改業務に係る提案競技要求仕様書
- (7) 委託契約書（案）